

定 款



公益社団法人 日本近代五種協会

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本近代五種協会（英文名：Modern Pentathlon Association of Japan）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、我が国における近代五種競技を統括し、当該競技の普及及び振興を図ることをもって、我が国のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 近代五種競技の普及に関すること
 - (2) 我が国の近代五種競技に係る競技力の向上及び競技大会開催に関すること
 - (3) 近代3種競技の普及に関すること
 - (4) 公益財団法人日本オリンピック委員会及び公益財団法人日本スポーツ協会の加盟に関する
こと
 - (5) 近代五種競技に係る国際的な団体への加盟に関すること
 - (6) 近代五種競技に係る競技環境の整備に関すること
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するための必要な事業に関すること
- 2 前項各号の事業は、本邦及び海外において行う。

第3章 会 員

(種別)

第5条 この法人の会員は次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団に人に関する法律(以下、「一般法」という)上の社員とする。

(1) 正会員

(ア)財団法人日本水泳連盟、財団法人日本陸上競技連盟、社団法人日本馬術連盟及び社団法人日本フェンシング協会からそれぞれ推薦を受けた各2名以内の者でこの法人の総会で承認された者

(イ)この法人の加団体の代表者

- (2) 一般会員 この法人の加盟団体の会員
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するもの
- (4) 名誉会員 この法人の発展に特に功労のあった者で総会の承認を受けた者

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出して、入会の申込みを行うものとする。

2 入会は、総会において定める基準により、理事会の承認を得て行うものとする。

(入会金及び会費)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、入会金及び会費として、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 定款又はこの法人が別に定める規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 会費の納人が継続して1年以上なされなかったとき
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該総会の日から1週間前までに当該会員に通知し、かつ総会で弁明の機会を与えなければならない。

3 会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員が同意したとき
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

第4章 加盟団体

(加盟)

第11条 次に掲げる団体は、総会の承認を得てこの法人に加盟することができる。

- (1) 都道府県における近代五種競技の振興を主たる目的とする団体
- (2) 学生又は生徒を対象とする近代五種競技の振興を主たる目的とする団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この法人の総会において加盟を認められた団体

(加盟費)

第12条 この法人に加盟する団体(以下「加盟団体」という。)は、総会が別に定める加盟費を納入しなければならない。

(脱退)

第 13 条 加盟団体は、次のいずれかに該当するときは、総会において総正会員の 3 分の 2 以上の議決に基づき除名することができる。

- (1) 定款又はこの法人が別に定める規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 加盟費を一年以上滞納したとき

第 5 章 総 会

(構成)

第 14 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法に規定する社員総会とする。

(権限)

第 15 条 総会は、次の事項について決議する

- (1) 入会の基準並びに入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事(以下「役員」という)の選任及び解任
- (4) 役員報酬等の額の決定又はその規程
- (5) 事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認
- (6) 貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書並びに財産目録の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 事業の全部又は一部の譲渡
- (9) 解散及び残余財産の帰属の決定
- (10) 基本財産の処分の承認
- (11) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 総会は、通常総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

2 前項の通常総会をもって、一般法に規定する定時社員総会とする。

(招集)

第 17 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対して、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 18 条 総会の議長は、会長とする。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が、理事会であらかじめ決定した順序によって総会の議長となる。

(議決権)

第 19 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 20 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 基本財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

4 総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては前 3 項の規定の適用については総会に出席したものとみなす。

5 理事会において総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、総会に出席できない正会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第 1 項から第 3 項までの出席した正会員の議決権の数に算入する。

(決議の省略)

第 21 条 理事又は正会員が総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続きを第 17 条第 1 項の理事会において定めるものとする。

(議事録)

第 22 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び、出席した理事のうちから総会で選任された議事録署名人 2 名以上は、前項の議事録に記名押印する。

3 第 1 項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に 10 年間備え置かなければならない。前条の規定により作成した総会の決議の省略の意思表示を記載した書面、第 20 条第 4 項に規定する委任状その他の代理権を証明する書面及び第 20 条第 5 項に規定する議決権行使書についても同様とする。

第 6 章 役 員

(役員の設定)

第 23 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 16 名以上 20 名以内

(2) 監事 2名又は3名

- 2 理事のうち1名を会長とし、会長以外の理事のうち1名から3名を副会長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の会長及び副会長をもって一般法に規定する代表理事とし、専務理事をもって同法第91条1項に規定する業務執行理事(理事会の決議により法人の業務を執行する理事として選定された理事をいう。以下同じ。)とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順序によって、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
- 3 前2項の規定に関わらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事又は監事については、再任を妨げない。
- 5 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 29 条 役員は、原則として無報酬とする。ただし、常勤の役員及び大会に参加する等の特別の役務提供があった役員に対しては、総会において定める総額の範囲内において、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。

3 第 1 項ただし書きに規定する報酬等の支給基準については、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分、金額の算定方法、支給の方法及び形態が明らかになるように、総会の決議により定めるものとする。

(損害賠償責任の免除)

第 30 条 この法人は、一般法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

2 この法人は、一般法第 115 条第 1 項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度は、同法第 113 条で定める最低責任限度額とする。

第 7 章 理事会

(理事会の設置)

第 31 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第 33 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、会長とする。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が、理事会であらかじめ決定した順序によって理事会の議長となる。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の

過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が当該提案について書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

3 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

4 前項の規定は、第 25 条第 5 項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、代表理事の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

3 第 1 項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に 10 年間備え置かなければならない。前条第 2 項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第 8 章 名誉会長 顧問及び相談役

(名誉会長)

第 37 条 この法人に、名誉会長を置くことができる。

2 名誉会長は、総会の決議に基づき、会長が委嘱する。

3 名誉会長は、会長の諮問に応じ会長に対し意見を述べることができる。

4 名誉会長は、無報酬とする。ただし、名誉会長には費用を弁償することができる。

(顧問及び相談役)

第 38 条 この法人に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、専門的な知識を有する者のうちから総会の決議に基づき、会長が委嘱する。

3 顧問及び相談役は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、意見を述べるることができる。

4 顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、顧問及び相談役には費用を弁償することができる。

第 9 章 専門委員会

(専門委員会)

第 39 条 この法人に、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、理事会の決議に基づき会長が任命する者(以下、「専門委員」という。)をもって構成する。

3 専門委員会は、理事会から委嘱された業務の管理及び運営を行う。

4 専門委員会に、専門委員長を置く。

5 専門委員長は、専門委員のうちから理事会の決議に基づき、会長が任命する。

6 専門委員長は、専門委員会を招集し、議長となる。

第10章 財産及び会計

(基本財産)

第40条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会が定めた財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、理事会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て直近の総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て通常総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 第1項の規定により報告又は承認された書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 役員の名簿
- (3) 役員報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、役員の名簿及び社員名簿の記載事項のうち、個人の住所については一般の閲覧に供しないものとする。

5 貸借対照表は、通常総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 44 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号に規定する書類に記載するものとする。

第 11 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 45 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

2 第 1 項の規定にかかわらず、第 47 条の規定はこれを変更することができない。

(解散)

第 46 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 47 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下、「認定法」という)第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

第 48 条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第 49 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 12 章 公告の方法

(公告の方法)

第 50 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

第 13 章 事務局その他

(事務局)

第 51 条 この法人に事務局を置き、職員の任免は会長が行う。ただし、重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

2 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

(委任)

第 52 条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下、「整備法」という)第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 41 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 第 24 条の規定にかかわらず、この法人の最初の会長は木本由孝、副会長は義家弘介及び熊谷大、専務理事は大内重則とする。

本定款は、原本と相違ないことを証明いたします。

平成 30 年 3 月 17 日

会長 浪越信夫

